

リフォーム工事請負契約書

発注者.....と

請負者 会社名：株式会社ステラクリエイト.....

住所：群馬県伊勢崎市上諏訪町 1246-11.....

電話番号：0270-21-1921.....

代表者名：近藤 顕.....とは

(工事名).....工事の施工について、つぎの条項と別紙記載の工事請負契約約款、設計図.....枚、仕様書、見積書に基づき、工事請負契約を結ぶ。

1. 工事場所.....

2. 工期 着手 令和.....年.....月.....日

完成 令和.....年.....月.....日

3. 引渡しの時期 完成の日

4. 請負代金額 金.....円

上記のうち、取引に係る消費税等額.....円

5. 請負代金の支払

支払い時期 契約金.....円也 (契約締結時)

中間金.....円也 (令和.....年.....月.....日)

最終金.....円也 (完成引渡しの時)

支払方法 現金持参 現金集金 現金振込 (.....)

6. 使用商品 使用目的の名称・商標 (製造業者)・形式・種類・数量については、設計図・仕様書・見積書の記載に従う。

7. その他 目的物の瑕疵についての請負者の責任、契約解除に関する事項及びその他の契約内容については、本書面および別紙記載の工事契約請負約款に従う。

この契約の証として本書を 1 通作成、請負者が原本を、発注者が写しを保有する。

令和.....年.....月.....日

発注者 住所.....

氏名.....印

請負者 住所...群馬県伊勢崎市上諏訪町 1246-11.....

会社名 株式会社ステラクリエイト 代表取締役 近藤 顕 印

担当者氏名

お知らせ

- ① 発注者は、「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、本書面を受領した日を含む 8 日間は、上記契約をされた会社宛、書面により本契約の解除を行うことができ、その効力は書面を発信した時 (郵便消印有効) より生じます。
- ② なお、請負者が、事実と違うことを告げたり威迫したことにより、発注者が誤認・困惑してクーリング・オフしなかった場合には、上記①の期間を経過していても、発注者はクーリング・オフができます。
- ③ ①、②の場合、発注者は、既になされた工事相当額を支払う必要はなく、既に代金を支払っている場合は遅滞なくその金額の払い戻しを受けることができ、また、土地・建物・工作物の原状回復を無償で請求することができます。
- なお、発注者が上記①、②に従い本契約を解除した場合は、発注者は損害金又は違約金の請求を受けることはありません。